

伊万里市不用品交換情報システム要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の消費生活を見直す中で、家庭で使わなくなった不用品や必要とする品物の情報を登録し、これを提供することにより不用品の再利用を進め、市民一人ひとりの限りある資源を大切にすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、不用品とは「日常生活用品として活用されていたもの及び使われずに活用されなかったもので、破損及び故障しておらず不用であり、かつ再利用することが可能な物品」をいう。

(利用者)

第3条 伊万里市在住または通勤している人、近隣在住の人

(対象品目)

第4条 家庭から出る家具、家電品、自転車、子供用品等の一般家庭用品とする。
但し、食料品・医薬品・動植物・危険物・営利目的の物やその他市が不適当と認められる物は登録することができない。

(情報の収集及び提供)

第5条 市が指定する各施設への情報掲示板の設置及び市ホームページ等へ掲載し、広く市民への情報提供に併せ情報の収集も行う。

(登録及び保管)

第6条 市民から不用品の情報提供があった場合、市民は不用品登録表に必要事項を記載し市に提出をする。

2 市は不用品登録票の記載内容を審査し、適正と認められる品目であれば登録期間は2ヶ月間とし、登録者は提供する不用品を掲載期間または交渉が成立するまで品物を保管しなければならない。

(運 営)

第7条 不用品情報システムについては、他の施策との連携を図りつつ市民及び利用者の提言を尊重し、その意向を十分踏まえて積極的な運営を図るとともに、事務運営は、市民交流部環境政策課とする。

附則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年11月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。